

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

1 開 会	令和元年 12 月 4 日 15 : 20
閉 会	令和元年 12 月 4 日 16 : 05
2 場 所	委員会室
3 出席委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長（説明員）
6 職務出席者	議長、議会事務局長、書記
7 付議事件	第 1 令和元年第 8 回埴町議会定例会について 第 2 全員協議会の開催について
8 議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 令和元年第 8 回埴町議会定例会について</p> <p>(1)町長提出議案等について (総務課長が資料に基づき議案の説明する) 委員長：提出議案について質疑はあるか。 (質疑なし) 委員長：総務課長説明は終わる。 (総務課長退室)</p> <p>(2)議員発議について (事務局長が資料に基づき説明する) 吉田（克）委員：最低賃金の方は陳情として提出されているので、そのまま陳情として受付対応でよいのではないか。 委員長：議会議員厚生年金加入の件についてのみを意見書採択とし、看護師最低賃金の件は陳情扱いとする。 事務局長：意見書採択の方法は、所管の常任委員会へ付託するか、議員発議のどちらにするか。 委員長：議員発議として提出する方法でよいか。 (全委員異議なし) 委員長：そのように対応する。なお提出者は委員長とし、賛同者は議会運営委員として発議する。</p> <p>(3)一般質問について 委員長：事務局に説明させる。 (事務局長が質疑通告書を読み上げ説明) 委員長：訂正内容など問題ないか確認してほしい。</p>

事務局長：小峰議員からの一般質問通告書の末尾に、答弁は町長のみを求めるとの記載があったが、事務局として通告書への記載はなじまないと判断したがどうか。  
委員長：本人の意志で書面には残さない対応でよい。その他なければ通告通り受理する。

(4) 請願・陳情等について

委員長：今回受付なしで次に移る。

(5) 諸般の報告について

(事務局長が定期監査報告書、教育点検評価報告書はタブレット、総務、経済常任委員会所管事務調査報告書、総務及び経済常任委員会合同視察研修報告書、予算決算常任委員会所管事務調査報告書は写しを配布し、各常任委員長が報告する旨説明)

委員長：説明の通り決める。

(6) 会期・日程（案）及び会期中の委員会について

(事務局長が会期案について説明)

委員長：会期案のとおりでよいか。

(異議なし)

委員長：案の会期日程とする。

(7) その他について

委員長：その他何かあるか。

吉田（克）委員：百条委員会で議決した委員会で使える予算を 10 万円とした部分の補正はどうなるのか。

事務局長：12 月臨時会時点で、内部での補正予算要求作業が終了していた。今後考えられる予算としては、証人尋問や参考人等での費用弁償であるが、議会だよりモニターへの支出項目で対応可能。その他急を有する支出は予備費で対応したい。

委員長：その他質疑がなければ次に移る。

第 2 全員協議会の開催について

委員長：事務局より説明を求める。

事務局長：例年どおり代表監査委員から定期監査報告、教育長から教育点検評価報告書の説明を求める事や、定例会の運営、議案等の配布を行うため、12 月 9 日（月）午前 10 時から開催したいので協議願いたい。

委員長：案のとおり開催する。その他あるか。

鈴木（茂）委員：自分の一般質問を、プロジェクターやスクリーンを使用して行いたいのでご協議願う。

委員長：提案のとおり許可する。  
その他なければ議事を終了する。  
副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議会運営委員長